移動支援の請求におけるサービスコード算定事例集

事例1　早朝と日中の時間またぎ①

＜平成27年2月20日掲載＞

◇７：４５～８：１５まで支援　（身体介護伴う）

根拠：７：４５～８：００までの時間（早朝 15 分）と８：００～８：１５まで（日中 15 分）の時間が同じため、開始時刻の属する時間帯（早朝）のコードを使用

結論：早朝０．５

事例2　早朝と日中の時間またぎ②

＜平成27年2月20日掲載＞

◇７：５０～８：２５まで支援　（身体介護伴う）

根拠：７：５０～８：００までの時間（早朝 10分）と８：００～８：２０まで（日中２０分）の時間について、日中の時間が多いため、７：５０～８：２０までは日中０．５

残りの８：２０～８：２５まで日中０．５

合計＝日中１．０

結論：日中１．０

事例3　日中と夜間の時間またぎ①

＜平成27年2月20日掲載＞

◇１６：００～１９：００まで支援

根拠：１６：００～１８：００まで日中２．０　＋１８：００～１９：００まで夜間１．０

結論：日中２．０＋夜間１．０

事例4　日中と夜間の時間またぎ②

＜平成27年2月20日掲載＞

◇１７：４５～１８：１５まで支援　（身体介護伴う）

根拠：１７：４５～１８：００までの時間（日中 15 分）と18：００～１８：１５まで（夜間 15 分）の時間が同じため、開始時刻の属する時間帯（日中）のコードを使用

結論：日中０．５

事例5　日中と夜間の時間またぎ③　運転時間あり

＜平成27年2月20日掲載＞

◇１６：００～１９：００まで支援　（身体介護伴う）

◇運転時間（報酬対象外時間）１７：４０～１８：１０

根拠：16:00～17：30の間の報酬対象時間＝1：30⇒日中1．5
①17：30～18：00までの日中の報酬時間10分
②18：00～18：30までの夜間の報酬時間20分
①＋②は夜間の時間が多いため夜間30分で算定する。⇒夜間0．5
18：30～19：00まで夜間30分⇒夜間0．5
結論：日中1．5＋夜間1．0

事例6　日中と夜間の時間またぎ④　運転時間あり

＜平成27年2月20日掲載＞

◇16：00～18：30まで支援　（身体介護伴う）
◇運転時間（報酬対象外時間）16：10～16：27と18：05～18：25
根拠：16:00～17：47の間の報酬対象時間＝1：30⇒日中1．5
①17：47～18：00までの日中の報酬時間13分
②18：00～18：30までの夜間の報酬時間10分
①＋②は日中の時間が多いため日中23分で算定する。⇒日中0．5
結論：日中2．0

事例7　日中と夜間の時間またぎ⑤

＜平成27年2月20日掲載＞

◇16：00～20：30まで支援　（身体介護伴う）
根拠：16:00～19：00の間の報酬対象時間＝日中2：00＋夜間1：00
19：00～20：30まで⇒夜間1：30
結論：日中2．0＋夜間1．0，　夜間1．5増

事例8　複数での支援

＜平成27年2月20日掲載＞

◇9：00～9：45までヘルパーA が支援　（身体介護伴う）
◇引き続き9：45～10：30までヘルパーB が支援　（身体介護伴う）
◇引き続き10：30～11：00までヘルパーC が支援　（身体介護伴う）
根拠：2時間ルールの適用
9:00～11：00まで一連の支援として算定のため日中2時間
＜注意＞9：00～9：45まで日中1．0，9：45～10：30まで日中1．0
10：30～11：00まで日中0．5，合計日中2．5にはならない。
結論：日中2．0